(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
筑西市川澄字本田一七六七番三から同市川澄字本田六九三番一まで	前	四八・五四～七九・五三メートル	〇〇・三三〇キロメートル
	後	五二・七一～一八〇・八二メートル	〇〇・三三〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

〇北海道開発局告示第百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月二十八日

北海道開発局長　和泉　晶裕

その関係図面は、平成二十九年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
札幌市東区北九条東一丁目四〇番三九から同市東区北八条東一丁目二番七まで	前	四八・六一～五二・一八メートル	〇〇・〇二四キロメートル
	後	四九・七〇～五六・九七メートル	〇〇・〇二二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

〇北海道開発局告示第百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道天塩郡天塩町字オヌプナイ五四五二番一から同町字オヌプナイ五四五〇番五まで	後	六五・二二～六五・四五メートル	〇〇・五〇五キロメートル
北海道天塩郡天塩町字オヌプナイ五四四三番一から同町字オヌプナイ五四四六番一まで	前	三五・〇七～三五・〇七メートル	〇〇・三九五キロメートル
	後	三五・〇七～八六・六六メートル	〇〇・三九五キロメートル
北海道天塩郡天塩町字オヌプナイ七三七五番一地内	前	八三・七〇～七八・九〇メートル	〇〇・〇三四キロメートル
	後	七八・九〇～九六・〇〇メートル	〇〇・〇三四キロメートル
北海道天塩郡天塩町字ウブシ八一七二番一地内	前	三三・九五～三三・九五メートル	〇〇・〇〇三キロメートル
	後	三三・九五～四一・七九メートル	〇〇・〇〇三キロメートル
北海道天塩郡天塩町字ウブシ五三二四番一から同町字ウブシ五三三四番四まで	前	六六・六三～七八・五四メートル	〇〇・一七一キロメートル
	後	五九・二五～七八・五四メートル	〇〇・一七一キロメートル
北海道天塩郡天塩町字ウブシ五一八九番一から同町字ウブシ五五二四番一まで	前	三二・四三～三四・〇一メートル	〇〇・一六六キロメートル
	後	三三・四七～七五・七二メートル	〇〇・一六六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

〇北海道開発局告示第百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十五号及び二百三十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道新冠郡新冠町字高江八〇番五から同町字高江八〇番一まで	前	三〇・〇一～三〇・〇七メートル	〇〇・〇六〇キロメートル
	後	三〇・〇七～四二・六〇メートル	〇〇・〇六〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

〇北海道開発局告示第百三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道枝幸郡浜頓別町字ショナイ一七番六地先から同町字ショナイ一七番一二地先まで	後	二〇・一〇～二五・〇四メートル	〇〇・〇八一キロメートル
北海道枝幸郡浜頓別町字頓別原野四一九四番地先から同町字ブタウス三三一番五地先まで	前	一九・九八～二三・〇二メートル	〇〇・五四八キロメートル
	後	二七・〇五～二九・五〇メートル	〇〇・二五二キロメートル
北海道枝幸郡浜頓別町字頓別原野四一九一番一地先から同町字モーブタウス六四番四地先まで	前	二七・〇五～二九・五〇メートル	〇〇・二五二キロメートル
	後	二七・八八～三〇・五一メートル	〇〇・二五二キロメートル
北海道枝幸郡浜頓別町字頓別原野四一八四番一地先から同町字ブタウス三一一五番二地先まで	前	二六・八六～二八・〇七メートル	〇〇・三一二キロメートル
	後	二七・九〇～二八・九一メートル	〇〇・三一二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

〇北海道開発局告示第百三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百四十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道野付郡別海町別海川上町一四四番から同町別海新栄町九番一まで	前	一七・九五～三九・八二メートル	〇〇・一九二キロメートル
	後	一二・五〇～三二・五〇メートル	〇〇・一九二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

〇北海道開発局告示第百三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

その関係図面は、平成二十九年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十八日

北海道開発局長　和泉　晶裕